

# 公益社団法人 日本文藝家協会

## 令和3年度事業計画

### 【概要】

大正15年(1926年)創立から本年は95周年、社団法人としての再結成からは75周年を迎える。文芸家の職能団体として会員の権利擁護のために地道な活動を続け、平成23年(2011年)に公益社団法人となってからは、文芸に立脚しつつ公益に重点をおいた事業を展開してきた。加えて平成15年(2003年)に文化庁に登録完了後に開始した著作権管理事業は、著作権者・著作物利用者双方から厚い信頼を得ており、文芸普及・啓発活動とともに公益事業の二大柱として、今年度もさらなる拡充を図る。

新型コロナウイルス感染症に関する行政の対策は手探り状態のまま終息の兆しは未だ見えていない。協会事務局では、早い段階から遠隔での業務が可能になるよう環境を整えて対応してきたが、引き続き広範なデジタル化、発送システムの見直し等の検証を重ね、さらなる省力化を図る。人の移動、集団での活動、集会等が規制されるなか、協会の公益事業も通信ネットワークを活用した方法を積極的に取り入れていくこととする。

協会は、文芸にかかわる情報の迅速な収集と、広報窓口としての機能を充実させていく。

著作権管理事業に関しては、公教育分野において新たに「授業目的公衆送信補償金制度」が施行され、協会は文芸家を代表する団体として適切な運営を推進することが、公に向けて一層問われることとなる。

また、国立国会図書館による特定絶版等資料のインターネット送信、特定図書館等による図書館資料のメール送信等公衆送信補償金制度、放送番組のインターネット同時送信等に係る権利処理の円滑化など、活発な著作権法改正の動きへの対応も欠かせない。

今までも増して、広く文芸の発展に資することを基調とし「公衆送信を利用した読書啓発・推進活動」、「文学碑公苑の保守・整備」、「創立百周年事業企画の策定」を中心とした事業企画を立案、展開していく。

### 公益事業1 普及事業

#### 1 講演会等事業

文芸トークサロン、文学碑公苑講演会、著作権思想普及セミナー支援等を中心とした講演会やワークショップを、リモート開催システムに代表される情報通信ネットワーク技術を利用して積極的に計画していく。インターネットの特性を生かすことで海外も視野に入れた遠隔地からの講師招聘、並びに参加が多く期待できる。

#### 2 データベース事業

現在使用しているソフトウェアのサービス終了に伴い、スマートホン・タブレットなどからも簡便に申請にできるよう、申請許諾システムの運用プログラムの全面的な改良整備

を早急を実施する。イベント「よんでみよう読んでみた」、事業活動報告・協会刊行物紹介・イベント告知・声明文等コンテンツ配信の推進をはかる。

### 3 編纂事業〈編纂書籍の発行〉

「文藝年鑑 2021」及び、「文学 2021」、「時代小説ザ・ベスト 2021」「短篇ベストコレクション 現代の小説 2021」、「ベスト・エッセイ 2021」の各年次アンソロジーを発行する。

### 4 文学碑公苑運営事業

文学碑公苑敷地内の傾斜面、階段等の安全性改善につとめ、協会百周年をめぐりに合葬墓等の公苑全体の長期プランの具体的な策定を進める。

### 5 「文藝家協会ニュース」発刊

理事会、開催イベント報告、著作権法改正、出版動向など会員に必要な情報提供など会員の定期連絡として今年度も年 10 回発行する。確定申告に必要な情報、官公庁からの情報提供、「本の未来研究会」レポートなど文芸研究活動を報告した小冊子なども、その都度同送する。

### 6 障害者等支援事業

新型コロナウイルス感染症拡大対策として急速に進展したインターネット活用を受け、障害者支援に関しても図書館からの公衆送信など著作物のバリアフリー化に対する公共機関の取り組みが進むなか、ボランティア団体等とも連絡を取りつつ、著作権管理団体として許諾情報の迅速な提供を可能にすることなど支援事業のあり方について研修を重ねる。

## 公益事業 2 著作権管理事業

今年度より「授業目的公衆送信補償金制度」がスタートした。来年度から開始される予定の入金・送金に対して的確な補償金分配のためのシステムの構築に取り組む。制度開始当初半年間をめぐりに、一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会（SARTRAS）における教育関係者からの相談窓口業務の支援を行う。また、創立百周年記念事業の一環として公益財団法人日本近代文学館編集の「日本近代文学大事典」編纂にあたって必要な許諾業務に協力する。

### 1 著作権管理事業

著作権管理事業では、著作権法改正に伴い、著作権管理委託契約の内容および許諾申請フォーマットの改定を行う。また、教育機関、教育関連出版社、電子出版関連団体、著作権管理団体等との密接な交流を図るとともに、都度必要な意見交換を行う。文化庁主催の著作権セミナー、各団体の著作権普及啓発活動に協力し、講師や資料を提供する。また入試問題作成の時期に合わせて全国の教育委員会、中学・高校に毎年送付している「入試問題への要望書」を今年も制作、教育現場での著作権思想の普及につとめる。

### 2 補償金等受け取りおよび分配事業

今年度も日本複製権センターより「複製使用料」を、各教科書会社より「教科書等補償

金」を受け取り、それぞれ著作権管理委託者に適正に分配する。来年度より入金予定の授業目的公衆送信補償金、再来年度以降に実施が検討されている図書館等公衆送信補償金（仮）など、今後広がっていくと思われる新たな補償金制度への対応に向けたシステムを準備する。

### 公益事業 3 調査研究事業

#### 1 広報・提案事業

文芸系出版社との勉強会「本の未来研究会」を維持継続し、成果を公表する。コロナ禍により、昨年度は中止せざるを得なかった著作権および協会の役割についての研修を行うインターン生を受け入れる。

#### 2 著作権評価に関する意見書作成

「著作権評価に関する意見書（評価意見書）」は、信託銀行、弁護士、税務署から相続人に協会で作成するよう勧められることも増え、精査の必要な作業であり第三者の立場からの公平な評価にたいして、税務署から相当の信任を得ている事業となっている。

#### 3 連絡仲介事業

会員・許諾事業者・メディア・出版社・他業種などからの著作権者利用の問い合わせ、許諾・企画実現の為の相談等に幅広く対応し、相手先への仲介支援を行う。公益的な利用も定着した事務局会議室提供について、リモート開催のシステムの整備もととのったこともあり、会員による自主セミナーや自治体共催の講演会や記者会見の場等として、引き続き招致していく。

以上